

正 誤 表

正	誤
<p>3 測量、建設コンサルタント等業務の等級区分の基準 (略)</p> <p>(2) 国家資格者等の数に基づき付与される評点 国家資格等を有する職員の数 別表6(1)「測量、建設コンサルタント等業務に係る国家資格者等一覧表」の欄の左欄に掲げる者の数に5を、<u>同表の中欄に掲げる者の数に3を、同表の右欄に掲げる者の数に2をそれぞれ乗じて得た数を合計した数値</u>(「技術力評点」という。)に対し、下表に示す評点を付与する。</p>	<p>3 測量、建設コンサルタント等業務の等級区分の基準 (略)</p> <p>(2) 国家資格者等の数に基づき付与される評点 国家資格等を有する職員の数 別表6(1)「測量、建設コンサルタント等業務に係る国家資格者等一覧表」の欄の左欄に掲げる者の数に5を、<u>同表の国家資格者等の欄の右欄に掲げる者の数に2をそれぞれ乗じて得た数値と、同表(2)社会基盤メンテナンスエキスパート山口の認定を受けた者の数に3を</u>乗じて得た数を合計した数値(「技術力評点」という。)に対し、下表に示す評点を付与する。</p>

別表6 測量、建設コンサルタント等業務に係る国家資格者等一覧表	別表6 <u>(1)</u> 測量、建設コンサルタント等業務に係る国家資格者等一覧表																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">区分</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">国 家 資 格 者 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 5%;">測 量</td> <td style="width: 45%;">○ 測量法(昭和24年法律第188号)による 測量士の登録を受けている者</td> <td style="width: 50%;">○ 測量法(<u>昭和24年法律第188号</u>)による 測量士補の登録を受けている者(測量士の登録を受けている者を除く。)</td> </tr> <tr> <td style="width: 5%;">土木関係建設コンサルタント</td> <td style="width: 45%;">○ 技術士法(昭和58年法律第25号)による第2次試験のうち技術部門を機械部門(選択科目を「<u>機械設計</u>」、「<u>材料力学</u>」、「<u>材料強度・信頼性</u>」、「<u>機械力学・制御</u>」、「<u>機構ダイナミクス・制御</u>」、「<u>動力エネルギー</u>」、「<u>熱工学</u>」、「<u>熱・動力エネルギー機器</u>」、「<u>流体工学</u>」、「<u>流体機器</u>」、「<u>交通・物流機械及び建設機械</u>」、「<u>ロボット</u>」<u>または</u>「<u>情報・精密機器</u>」とするものに限る。)、電気電子部門、建設部門、上下水道部門(選択科目を「<u>上水道及び工業用水道</u>」<u>または</u>「<u>下水道</u>」とするものに限る。)、衛生工学部門(選択科目を「<u>水質管理</u>」<u>または</u>「<u>廃棄物管理</u>」若しくは「<u>廃棄物・資源循環</u>」とするものに限る。)、農業部門(選択科目を「<u>農業土木</u>」<u>又は</u>「<u>農業農村工学</u>」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「<u>森林土木</u>」とするものに限る。)、水産部門(選択科目を「<u>水産土木</u>」とするものに限る。)、情報工学部門、応用理学部門(選択科目を「<u>地質</u>」とするものに限る。)<u>または</u>総合技術監理部門(選択科目を「<u>機械-機械設計</u>」、「<u>機械-材料力学</u>」、「<u>機械-材料強度・信頼性</u>」、「<u>機械-機械力学・制御</u>」、「<u>機械-機構ダイナミクス・制御</u>」、「<u>機械-動力エネルギー</u>」、「<u>機械-熱工学</u>」、「<u>機械-熱・動力エネルギー機器</u>」、「<u>機械-流体工学</u>」、「<u>機械-流体機器</u>」、「<u>機械-交通・物流機械及び建設機械</u>」、「<u>機械-ロボット</u>」、「<u>機械-情報・精密機械</u>」、「<u>電気電子</u>」、「<u>建設</u>」、「<u>上下水道-上水道及び工業用水道</u>」、「<u>上下水道-下水道</u>」、「<u>衛生工学-水質管理</u>」、「<u>衛生工学-廃棄物管理</u>」、「<u>衛生工学-廃</u></td> <td style="width: 50%;">○ 技術士法(<u>昭和58年法律第25号</u>)による第1次試験のうち技術部門を機械部門、電気電子部門、建設部門、上下水道部門、衛生工学部門、農業部門、森林部門、水産部門、情報工学部門<u>または</u>応用理学部門とするものに合格し、同法により技術士補として登録を受けている者。(同一部門で技術士の登録を受けている者を除く。) ○ 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定のうち、検定種目を1級の土木施工管理とするものに合格した者 ○ 計量法(平成4年法律第51号)による計量士(環境計量士(濃度関係)及び環境計量士(騒音・振動関係)に限る。)の登録を受けている者 ○ 電気事業法(昭和39年法律第170号)による第1種電気主任技術者免状の交付を受けている者 ○ 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)による伝送交換主任技術者資格者証(旧第1種伝送交換主任技術者資格者証を含む。)<u>または</u>線路主任技術者資格者証の交付を受けている者 ○ <u>(一社)</u>建設コンサルタンツ協会の行うRCCM資格試験に合格し、登録を受けている者 ○ 国土交通省登録技術者資格(公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に関する技術者資格登録規程(平成26年国土交通省告示第1107号。以下「登録規程」という。)による登録を受けた資格であって、別紙2(1)に定めるものをいう。) ○ 技術管理者(建設コンサルタント登録規程</td> </tr> </tbody> </table>	区分	国 家 資 格 者 等		測 量	○ 測量法(昭和24年法律第188号)による 測量士 の登録を受けている者	○ 測量法(<u>昭和24年法律第188号</u>)による 測量士補 の登録を受けている者(測量士の登録を受けている者を除く。)	土木関係建設コンサルタント	○ 技術士法(昭和58年法律第25号)による第2次試験のうち技術部門を機械部門(選択科目を「 <u>機械設計</u> 」、「 <u>材料力学</u> 」、「 <u>材料強度・信頼性</u> 」、「 <u>機械力学・制御</u> 」、「 <u>機構ダイナミクス・制御</u> 」、「 <u>動力エネルギー</u> 」、「 <u>熱工学</u> 」、「 <u>熱・動力エネルギー機器</u> 」、「 <u>流体工学</u> 」、「 <u>流体機器</u> 」、「 <u>交通・物流機械及び建設機械</u> 」、「 <u>ロボット</u> 」 <u>または</u> 「 <u>情報・精密機器</u> 」とするものに限る。)、電気電子部門、建設部門、上下水道部門(選択科目を「 <u>上水道及び工業用水道</u> 」 <u>または</u> 「 <u>下水道</u> 」とするものに限る。)、衛生工学部門(選択科目を「 <u>水質管理</u> 」 <u>または</u> 「 <u>廃棄物管理</u> 」若しくは「 <u>廃棄物・資源循環</u> 」とするものに限る。)、農業部門(選択科目を「 <u>農業土木</u> 」 <u>又は</u> 「 <u>農業農村工学</u> 」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「 <u>森林土木</u> 」とするものに限る。)、水産部門(選択科目を「 <u>水産土木</u> 」とするものに限る。)、情報工学部門、応用理学部門(選択科目を「 <u>地質</u> 」とするものに限る。) <u>または</u> 総合技術監理部門(選択科目を「 <u>機械-機械設計</u> 」、「 <u>機械-材料力学</u> 」、「 <u>機械-材料強度・信頼性</u> 」、「 <u>機械-機械力学・制御</u> 」、「 <u>機械-機構ダイナミクス・制御</u> 」、「 <u>機械-動力エネルギー</u> 」、「 <u>機械-熱工学</u> 」、「 <u>機械-熱・動力エネルギー機器</u> 」、「 <u>機械-流体工学</u> 」、「 <u>機械-流体機器</u> 」、「 <u>機械-交通・物流機械及び建設機械</u> 」、「 <u>機械-ロボット</u> 」、「 <u>機械-情報・精密機械</u> 」、「 <u>電気電子</u> 」、「 <u>建設</u> 」、「 <u>上下水道-上水道及び工業用水道</u> 」、「 <u>上下水道-下水道</u> 」、「 <u>衛生工学-水質管理</u> 」、「 <u>衛生工学-廃棄物管理</u> 」、「 <u>衛生工学-廃</u>	○ 技術士法(<u>昭和58年法律第25号</u>)による第1次試験のうち技術部門を機械部門、電気電子部門、建設部門、上下水道部門、衛生工学部門、農業部門、森林部門、水産部門、情報工学部門 <u>または</u> 応用理学部門とするものに合格し、同法により 技術士補 として登録を受けている者。(同一部門で技術士の登録を受けている者を除く。) ○ 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定のうち、検定種目を 1級の土木施工管理 とするものに合格した者 ○ 計量法(平成4年法律第51号)による 計量士 (環境計量士(濃度関係)及び環境計量士(騒音・振動関係)に限る。)の登録を受けている者 ○ 電気事業法(昭和39年法律第170号)による 第1種電気主任技術者 免状の交付を受けている者 ○ 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)による 伝送交換主任技術者 資格者証(旧第1種伝送交換主任技術者資格者証を含む。) <u>または</u> 線路主任技術者資格者証の交付を受けている者 ○ <u>(一社)</u> 建設コンサルタンツ協会の行う RCCM 資格試験に合格し、登録を受けている者 ○ 国土交通省登録技術者資格 (公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に関する技術者資格登録規程(平成26年国土交通省告示第1107号。以下「登録規程」という。)による登録を受けた資格であって、別紙2(1)に定めるものをいう。) ○ 技術管理者 (建設コンサルタント登録規程	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">区分</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">国 家 資 格 者 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 5%;">測 量</td> <td style="width: 45%;">○ 測量法(昭和24年法律第188号)による測量士の登録を受けている者</td> <td style="width: 50%;">○ 測量法による測量士補の登録を受けている者(測量士の登録を受けている者を除く。)</td> </tr> <tr> <td style="width: 5%;">土木関係建設コンサルタント</td> <td style="width: 45%;">○ 技術士法(昭和58年法律第25号)による第2次試験のうち技術部門を機械部門(選択科目を機械設計、材料力学、材料強度・信頼性、機械力学・制御、<u>機械</u>ダイナミクス・制御、動力エネルギー、熱工学、熱・動力エネルギー機器、流体工学、流体機器、交通・物流機械及び建設機械、ロボット <u>又は</u>情報・精密機器とするものに限る。)、電気電子部門、建設部門、上下水道部門(選択科目を上水道及び工業用水道 <u>又は</u>下水道とするものに限る。)、衛生工学部門(選択科目を水質管理 <u>又は</u>廃棄物管理若しくは廃棄物・資源循環とするものに限る。)、農業部門(選択科目を農業土木又は農業農村工学とするものに限る。)、森林部門(選択科目を森林土木とするものに限る。)、水産部門(選択科目を水産土木とするものに限る。)、情報工学部門 <u>又は</u>応用理学部門(選択科目を地質とするものに限る。)<u>または</u>総合技術監理部門(選択科目を「<u>機械-機械設計</u>」、「<u>機械-材料力学</u>」、「<u>機械-材料強度・信頼性</u>」、「<u>機械-機械力学・制御</u>」、「<u>機械-機構ダイナミクス・制御</u>」、「<u>機械-動力エネルギー機器</u>」、「<u>機械-熱工学</u>」、「<u>機械-熱・動力エネルギー機器</u>」、「<u>機械-流体工学</u>」、「<u>機械-流体機器</u>」、「<u>機械-交通・物流機械及び建設機械</u>」、「<u>機械-ロボット</u>」、「<u>機械-情報・精密機械</u>」、「<u>電気電子</u>」、「<u>建設</u>」、「<u>上下水道-上水道及び工業用水道</u>」、「<u>上下水道-下水道</u>」、「<u>衛生工学-水質管理</u>」、「<u>衛生工学-廃棄物管理</u>」、「<u>衛生工学-廃</u></td> <td style="width: 50%;">○ 技術士法による第1次試験のうち技術部門を機械部門、電気電子部門、建設部門、上下水道部門、衛生工学部門、農業部門、森林部門、水産部門、情報工学部門 <u>又は</u>応用理学部門とするものに合格し、同法により技術士補として登録を受けている者。(同一部門で技術士の登録を受けている者を除く。) ○ 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定のうち、検定種目を1級の土木施工管理とするものに合格した者 ○ 計量法(平成4年法律第51号)による計量士(環境計量士(濃度関係)及び環境計量士(騒音・振動関係)に限る。)の登録を受けている者 ○ 電気事業法(昭和39年法律第170号)による第1種電気主任技術者免状の交付を受けている者 ○ 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)による第1種伝送交換主任技術者資格者証(旧第1種伝送交換主任技術者資格者証を含む。)<u>の交付を受けている者及び</u>線路主任技術者資格者証の交付を受けている者 ○ <u>一般社団法人</u>建設コンサルタンツ協会の行うRCCM資格試験に合格し、登録を受けている者 ○ 国土交通省登録技術者資格(公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に関する技術者資格登録規程(平成26年国土交通省告示第1107号。以下「登録規程」という。)による登録を受けた資格であって、別紙2(1)に定めるものをいう。) ○ 技術管理者(建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)第3条第1項に規定する者をいう。) ○ 土木学会認定土木技術者(別紙2(2)に定める者に限る。)</td> </tr> <tr> <td style="width: 5%;">地質調査</td> <td style="width: 45%;">○ 技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目を土質及び基礎とするものに限る。)<u>又は</u>応用理学部門(選択科目を地質とするものに限る。)<u>または</u>総合技術監理部門(選択科目を「<u>建設-土質及び基礎</u>」<u>または</u>「<u>応用理学-地質</u>」とするものに限る。))とするものに合格し、同法により技術士として登録を受けている者</td> <td style="width: 50%;">○ 技術士法による第1次試験のうち技術部門を建設部門、応用理学部門とするものに合格し、同法により技術士補として登録を受けている者。(同一部門で技術士の登録を受けている者を除く。) ○ <u>一般社団法人</u>全国地質調査業協会連合会の行う地質調査技士資格検定試験に合格し、登録を受けている者 ○ <u>一般社団法人</u>建設コンサルタンツ協会の行うRCCM資格試験</td> </tr> </tbody> </table>	区分	国 家 資 格 者 等		測 量	○ 測量法(昭和24年法律第188号)による 測量士 の登録を受けている者	○ 測量法による 測量士補 の登録を受けている者(測量士の登録を受けている者を除く。)	土木関係建設コンサルタント	○ 技術士法(昭和58年法律第25号)による第2次試験のうち技術部門を機械部門(選択科目を機械設計、材料力学、材料強度・信頼性、機械力学・制御、 <u>機械</u> ダイナミクス・制御、動力エネルギー、熱工学、熱・動力エネルギー機器、流体工学、流体機器、交通・物流機械及び建設機械、ロボット <u>又は</u> 情報・精密機器とするものに限る。)、電気電子部門、建設部門、上下水道部門(選択科目を上水道及び工業用水道 <u>又は</u> 下水道とするものに限る。)、衛生工学部門(選択科目を水質管理 <u>又は</u> 廃棄物管理若しくは廃棄物・資源循環とするものに限る。)、農業部門(選択科目を農業土木又は農業農村工学とするものに限る。)、森林部門(選択科目を森林土木とするものに限る。)、水産部門(選択科目を水産土木とするものに限る。)、情報工学部門 <u>又は</u> 応用理学部門(選択科目を地質とするものに限る。) <u>または</u> 総合技術監理部門(選択科目を「 <u>機械-機械設計</u> 」、「 <u>機械-材料力学</u> 」、「 <u>機械-材料強度・信頼性</u> 」、「 <u>機械-機械力学・制御</u> 」、「 <u>機械-機構ダイナミクス・制御</u> 」、「 <u>機械-動力エネルギー機器</u> 」、「 <u>機械-熱工学</u> 」、「 <u>機械-熱・動力エネルギー機器</u> 」、「 <u>機械-流体工学</u> 」、「 <u>機械-流体機器</u> 」、「 <u>機械-交通・物流機械及び建設機械</u> 」、「 <u>機械-ロボット</u> 」、「 <u>機械-情報・精密機械</u> 」、「 <u>電気電子</u> 」、「 <u>建設</u> 」、「 <u>上下水道-上水道及び工業用水道</u> 」、「 <u>上下水道-下水道</u> 」、「 <u>衛生工学-水質管理</u> 」、「 <u>衛生工学-廃棄物管理</u> 」、「 <u>衛生工学-廃</u>	○ 技術士法による第1次試験のうち技術部門を機械部門、電気電子部門、建設部門、上下水道部門、衛生工学部門、農業部門、森林部門、水産部門、情報工学部門 <u>又は</u> 応用理学部門とするものに合格し、同法により 技術士補 として登録を受けている者。(同一部門で技術士の登録を受けている者を除く。) ○ 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定のうち、検定種目を 1級の土木施工管理 とするものに合格した者 ○ 計量法(平成4年法律第51号)による 計量士 (環境計量士(濃度関係)及び環境計量士(騒音・振動関係)に限る。)の登録を受けている者 ○ 電気事業法(昭和39年法律第170号)による 第1種電気主任技術者 免状の交付を受けている者 ○ 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)による 第1種伝送交換主任技術者 資格者証(旧第1種伝送交換主任技術者資格者証を含む。) <u>の交付を受けている者及び</u> 線路主任技術者資格者証の交付を受けている者 ○ <u>一般社団法人</u> 建設コンサルタンツ協会の行う RCCM 資格試験に合格し、登録を受けている者 ○ 国土交通省登録技術者資格 (公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に関する技術者資格登録規程(平成26年国土交通省告示第1107号。以下「登録規程」という。)による登録を受けた資格であって、別紙2(1)に定めるものをいう。) ○ 技術管理者 (建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)第3条第1項に規定する者をいう。) ○ 土木学会認定土木技術者 (別紙2(2)に定める者に限る。)	地質調査	○ 技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目を土質及び基礎とするものに限る。) <u>又は</u> 応用理学部門(選択科目を地質とするものに限る。) <u>または</u> 総合技術監理部門(選択科目を「 <u>建設-土質及び基礎</u> 」 <u>または</u> 「 <u>応用理学-地質</u> 」とするものに限る。))とするものに合格し、同法により 技術士 として登録を受けている者	○ 技術士法による第1次試験のうち技術部門を建設部門、応用理学部門とするものに合格し、同法により 技術士補 として登録を受けている者。(同一部門で技術士の登録を受けている者を除く。) ○ <u>一般社団法人</u> 全国地質調査業協会連合会の行う 地質調査技士 資格検定試験に合格し、登録を受けている者 ○ <u>一般社団法人</u> 建設コンサルタンツ協会の行う RCCM 資格試験
区分	国 家 資 格 者 等																					
測 量	○ 測量法(昭和24年法律第188号)による 測量士 の登録を受けている者	○ 測量法(<u>昭和24年法律第188号</u>)による 測量士補 の登録を受けている者(測量士の登録を受けている者を除く。)																				
土木関係建設コンサルタント	○ 技術士法(昭和58年法律第25号)による第2次試験のうち技術部門を機械部門(選択科目を「 <u>機械設計</u> 」、「 <u>材料力学</u> 」、「 <u>材料強度・信頼性</u> 」、「 <u>機械力学・制御</u> 」、「 <u>機構ダイナミクス・制御</u> 」、「 <u>動力エネルギー</u> 」、「 <u>熱工学</u> 」、「 <u>熱・動力エネルギー機器</u> 」、「 <u>流体工学</u> 」、「 <u>流体機器</u> 」、「 <u>交通・物流機械及び建設機械</u> 」、「 <u>ロボット</u> 」 <u>または</u> 「 <u>情報・精密機器</u> 」とするものに限る。)、電気電子部門、建設部門、上下水道部門(選択科目を「 <u>上水道及び工業用水道</u> 」 <u>または</u> 「 <u>下水道</u> 」とするものに限る。)、衛生工学部門(選択科目を「 <u>水質管理</u> 」 <u>または</u> 「 <u>廃棄物管理</u> 」若しくは「 <u>廃棄物・資源循環</u> 」とするものに限る。)、農業部門(選択科目を「 <u>農業土木</u> 」 <u>又は</u> 「 <u>農業農村工学</u> 」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「 <u>森林土木</u> 」とするものに限る。)、水産部門(選択科目を「 <u>水産土木</u> 」とするものに限る。)、情報工学部門、応用理学部門(選択科目を「 <u>地質</u> 」とするものに限る。) <u>または</u> 総合技術監理部門(選択科目を「 <u>機械-機械設計</u> 」、「 <u>機械-材料力学</u> 」、「 <u>機械-材料強度・信頼性</u> 」、「 <u>機械-機械力学・制御</u> 」、「 <u>機械-機構ダイナミクス・制御</u> 」、「 <u>機械-動力エネルギー</u> 」、「 <u>機械-熱工学</u> 」、「 <u>機械-熱・動力エネルギー機器</u> 」、「 <u>機械-流体工学</u> 」、「 <u>機械-流体機器</u> 」、「 <u>機械-交通・物流機械及び建設機械</u> 」、「 <u>機械-ロボット</u> 」、「 <u>機械-情報・精密機械</u> 」、「 <u>電気電子</u> 」、「 <u>建設</u> 」、「 <u>上下水道-上水道及び工業用水道</u> 」、「 <u>上下水道-下水道</u> 」、「 <u>衛生工学-水質管理</u> 」、「 <u>衛生工学-廃棄物管理</u> 」、「 <u>衛生工学-廃</u>	○ 技術士法(<u>昭和58年法律第25号</u>)による第1次試験のうち技術部門を機械部門、電気電子部門、建設部門、上下水道部門、衛生工学部門、農業部門、森林部門、水産部門、情報工学部門 <u>または</u> 応用理学部門とするものに合格し、同法により 技術士補 として登録を受けている者。(同一部門で技術士の登録を受けている者を除く。) ○ 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定のうち、検定種目を 1級の土木施工管理 とするものに合格した者 ○ 計量法(平成4年法律第51号)による 計量士 (環境計量士(濃度関係)及び環境計量士(騒音・振動関係)に限る。)の登録を受けている者 ○ 電気事業法(昭和39年法律第170号)による 第1種電気主任技術者 免状の交付を受けている者 ○ 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)による 伝送交換主任技術者 資格者証(旧第1種伝送交換主任技術者資格者証を含む。) <u>または</u> 線路主任技術者資格者証の交付を受けている者 ○ <u>(一社)</u> 建設コンサルタンツ協会の行う RCCM 資格試験に合格し、登録を受けている者 ○ 国土交通省登録技術者資格 (公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に関する技術者資格登録規程(平成26年国土交通省告示第1107号。以下「登録規程」という。)による登録を受けた資格であって、別紙2(1)に定めるものをいう。) ○ 技術管理者 (建設コンサルタント登録規程																				
区分	国 家 資 格 者 等																					
測 量	○ 測量法(昭和24年法律第188号)による 測量士 の登録を受けている者	○ 測量法による 測量士補 の登録を受けている者(測量士の登録を受けている者を除く。)																				
土木関係建設コンサルタント	○ 技術士法(昭和58年法律第25号)による第2次試験のうち技術部門を機械部門(選択科目を機械設計、材料力学、材料強度・信頼性、機械力学・制御、 <u>機械</u> ダイナミクス・制御、動力エネルギー、熱工学、熱・動力エネルギー機器、流体工学、流体機器、交通・物流機械及び建設機械、ロボット <u>又は</u> 情報・精密機器とするものに限る。)、電気電子部門、建設部門、上下水道部門(選択科目を上水道及び工業用水道 <u>又は</u> 下水道とするものに限る。)、衛生工学部門(選択科目を水質管理 <u>又は</u> 廃棄物管理若しくは廃棄物・資源循環とするものに限る。)、農業部門(選択科目を農業土木又は農業農村工学とするものに限る。)、森林部門(選択科目を森林土木とするものに限る。)、水産部門(選択科目を水産土木とするものに限る。)、情報工学部門 <u>又は</u> 応用理学部門(選択科目を地質とするものに限る。) <u>または</u> 総合技術監理部門(選択科目を「 <u>機械-機械設計</u> 」、「 <u>機械-材料力学</u> 」、「 <u>機械-材料強度・信頼性</u> 」、「 <u>機械-機械力学・制御</u> 」、「 <u>機械-機構ダイナミクス・制御</u> 」、「 <u>機械-動力エネルギー機器</u> 」、「 <u>機械-熱工学</u> 」、「 <u>機械-熱・動力エネルギー機器</u> 」、「 <u>機械-流体工学</u> 」、「 <u>機械-流体機器</u> 」、「 <u>機械-交通・物流機械及び建設機械</u> 」、「 <u>機械-ロボット</u> 」、「 <u>機械-情報・精密機械</u> 」、「 <u>電気電子</u> 」、「 <u>建設</u> 」、「 <u>上下水道-上水道及び工業用水道</u> 」、「 <u>上下水道-下水道</u> 」、「 <u>衛生工学-水質管理</u> 」、「 <u>衛生工学-廃棄物管理</u> 」、「 <u>衛生工学-廃</u>	○ 技術士法による第1次試験のうち技術部門を機械部門、電気電子部門、建設部門、上下水道部門、衛生工学部門、農業部門、森林部門、水産部門、情報工学部門 <u>又は</u> 応用理学部門とするものに合格し、同法により 技術士補 として登録を受けている者。(同一部門で技術士の登録を受けている者を除く。) ○ 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定のうち、検定種目を 1級の土木施工管理 とするものに合格した者 ○ 計量法(平成4年法律第51号)による 計量士 (環境計量士(濃度関係)及び環境計量士(騒音・振動関係)に限る。)の登録を受けている者 ○ 電気事業法(昭和39年法律第170号)による 第1種電気主任技術者 免状の交付を受けている者 ○ 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)による 第1種伝送交換主任技術者 資格者証(旧第1種伝送交換主任技術者資格者証を含む。) <u>の交付を受けている者及び</u> 線路主任技術者資格者証の交付を受けている者 ○ <u>一般社団法人</u> 建設コンサルタンツ協会の行う RCCM 資格試験に合格し、登録を受けている者 ○ 国土交通省登録技術者資格 (公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に関する技術者資格登録規程(平成26年国土交通省告示第1107号。以下「登録規程」という。)による登録を受けた資格であって、別紙2(1)に定めるものをいう。) ○ 技術管理者 (建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)第3条第1項に規定する者をいう。) ○ 土木学会認定土木技術者 (別紙2(2)に定める者に限る。)																				
地質調査	○ 技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目を土質及び基礎とするものに限る。) <u>又は</u> 応用理学部門(選択科目を地質とするものに限る。) <u>または</u> 総合技術監理部門(選択科目を「 <u>建設-土質及び基礎</u> 」 <u>または</u> 「 <u>応用理学-地質</u> 」とするものに限る。))とするものに合格し、同法により 技術士 として登録を受けている者	○ 技術士法による第1次試験のうち技術部門を建設部門、応用理学部門とするものに合格し、同法により 技術士補 として登録を受けている者。(同一部門で技術士の登録を受けている者を除く。) ○ <u>一般社団法人</u> 全国地質調査業協会連合会の行う 地質調査技士 資格検定試験に合格し、登録を受けている者 ○ <u>一般社団法人</u> 建設コンサルタンツ協会の行う RCCM 資格試験																				

正			誤		
	<p>棄物・資源循環」、「農業－農業土木」、「農業－農業農村工学」、「森林－森林土木」、「水産－水産土木」、「情報工学」または「応用理学－地質」とするものに限り、同法により技術士として登録を受けている者</p>	<p>(昭和52年建設省告示第717号)第3条第1項に規定する者をいう。)</p> <p>○土木学会認定土木技術者(別紙2(3)に定める者に限る。)</p>			<p>(土質及び基礎部門又は地質部門に限る。)に合格し、登録を受けている者</p> <p>○国土交通省登録技術者資格(登録規程による登録を受けた資格であって別紙2(3)に定めるものをいう。)</p> <p>○技術管理者(地質調査登録規程(昭和52年建設省告示第718号)第3条第1号に規定する者をいう。)</p> <p>○土木学会認定土木技術者(別紙2(4)に定める者に限る。)</p>
地質調査	<p>○技術士法(昭和58年法律第25号)による第2次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目を「土質及び基礎」とするものに限る。)<u>または</u>応用理学部門(選択科目を「地質」とするものに限る。)<u>または</u>総合技術監理部門(選択科目を「建設－土質及び基礎」または「応用理学－地質」とするものに限る。)<u>とするものに合格し、同法により技術士として登録を受けている者</u></p>	<p>○技術士法(昭和58年法律第25号)による第1次試験のうち技術部門を建設部門、応用理学部門とするものに合格し、同法により<u>技術士補</u>として登録を受けている者。(同一部門で技術士の登録を受けている者を除く。)</p> <p>○<u>(一社)</u>全国地質調査業協会連合会の行う<u>地質調査技士</u>資格検定試験に合格し、登録を受けている者</p> <p>○<u>(一社)</u>建設コンサルタンツ協会の行うRCCM資格試験(専門技術部門を「土質及び基礎」または「地質」とするものに限る。)に合格し、登録を受けている者</p> <p>○国土交通省登録技術者資格(登録規程による登録を受けた資格であって別紙2(4)に定めるものをいう。)</p> <p>○技術管理者(地質調査登録規程(昭和52年建設省告示第718号)第3条第1号に規定する者をいう。)</p> <p>○土木学会認定土木技術者(別紙2(5)に定める者に限る。)</p>	補償関係コンサルタント	<p>○建築士法(昭和25年法律第202号)による<u>一級建築士</u>の免許を受けた者</p> <p>○不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)による<u>不動産鑑定士</u>の登録を受けている者</p> <p>○土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)による<u>土地家屋調査士</u>の登録を受けている者</p> <p>○司法書士法(昭和25年法律第197号)による<u>司法書士</u>の登録を受けている者</p>	<p>○建築士法による<u>二級建築士</u>の免許を受けた者(一級建築士の免許を受けた者を除く。)</p> <p>○不動産の鑑定評価に関する法律による<u>不動産鑑定士補</u>の登録を受けている者(不動産鑑定士の登録を受けている者を除く。)</p> <p>○<u>一般社団法人</u>日本補償コンサルタント協会の付与する<u>補償業務管理士</u>の資格を有し、登録を受けている者</p>
補償関係コンサルタント	<p>○建築士法(昭和25年法律第202号)による<u>一級建築士</u>の免許を受けている者</p> <p>○不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)による<u>不動産鑑定士</u>の登録を受けている者</p> <p>○土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)による<u>土地家屋調査士</u>の登録を受けている者</p> <p>○司法書士法(昭和25年法律第197号)による<u>司法書士</u>の登録を受けている者</p>	<p>○建築士法(<u>昭和25年法律第202号</u>)による<u>二級建築士</u>の免許を受けている者(一級建築士の免許を受けている者を除く。)</p> <p>○不動産の鑑定評価に関する法律による<u>不動産鑑定士補</u>の登録を受けている者(不動産鑑定士の登録を受けている者を除く。)</p> <p>○<u>(一社)</u>日本補償コンサルタント協会の付与する<u>補償業務管理士</u>の資格を有し、登録を受けている者</p>	建築関係コンサルタント	<p>○建築士法による<u>一級建築士</u>の免許を受けた者</p> <p>○建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第17条の18の<u>建築設備士</u>である者</p>	<p>○建築士法による<u>二級建築士</u>の免許を受けた者(一級建築士の免許を受けた者を除く。)</p> <p>○<u>(公社)</u>日本建築積算協会の行う建築積算士(旧建築積算資格者)試験に合格し、登録を受けている者</p>
建築関係コンサルタント	<p>○建築士法(<u>昭和25年法律第202号</u>)による<u>一級建築士</u>の免許を受けている者</p> <p>○建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第17条の18の<u>建築設備士</u>である者</p>	<p>○建築士法(<u>昭和25年法律第202号</u>)による<u>二級建築士</u>の免許を受けている者(一級建築士の免許を受けている者を除く。)</p> <p>○<u>(公社)</u>日本建築積算協会の行う建築積算士(旧建築積算資格者)試験に合格し、登録を受けている者</p>			

(2) 社会基盤メンテナンスエキスパート山口

資格の名称	国土交通省登録技術者資格登録番号
<u>社会基盤メンテナンスエキスパート山口</u>	<u>第169号、第176号、第182号、第189号、第193号、第197号</u>

正

別紙2

測量、建設コンサルタント等業務に係る国家資格者等（別紙分）

(1) 土木関係建設コンサルタント業務に係る国土交通省登録技術者資格

資格の名称	登録番号
(略)	
下水道管路管理総合技士	第 364 号
(略)	
建造物保全監理士（橋梁）	第 365 号
建造物保全監理士（トンネル）	第 366 号
建造物保全技術者（トンネル）	第 354 号
建造物保全上級技術者（トンネル）	第 355 号
(略)	
高速道路点検士（土木）	第 216 号、第 220 号、第 226 号、 <u>第 369 号、第 372 号、第 375 号、第 378 号</u>
高速道路点検診断士（土木）	第 217 号、第 219 号、第 221 号、第 224 号、第 227 号、第 228 号、 <u>第 370 号、第 371 号、第 373 号、第 374 号、第 376 号、第 377 号、第 379 号、第 382 号</u>
高速道路点検士（施設）	第 380 号
高速道路点検診断士（施設）	第 381 号、第 383 号
(略)	
都市道路点検診断士（旧都市道路構造物点検技術者）	第 171 号、第 177 号、第 184 号、第 190 号、第 194 号、第 198 号、 <u>第 356 号、第 357 号、第 358 号、第 359 号、第 360 号、第 361 号、第 362 号、第 363 号</u>
(略)	
舗装診断士	第 232 号、第 236 号、 <u>第 388 号</u>
(略)	
橋梁AM点検士（道路部門）	第 321 号、第 322 号、第 323 号、第 324 号
認定都市プランナー	第 327 号
管更生技士（下水道）	第 353 号
地籍総合技術監理者資格	第 384 号
地籍調査管理技術者資格	第 385 号
地籍工程管理士資格（地籍調査部門）	第 386 号
地籍主任調査員資格（地籍調査部門）	第 387 号
ドローン測量管理士	第 389 号
土壌環境監理士	第 350 号
木橋・総合診断士	第 335 号、第 338 号、第 341 号、第 344 号、第 345 号、第 346 号
木橋診断士	第 367 号、第 368 号

(2) 土木関係建設コンサルタント業務に係る国土交通省登録技術者資格

資格の名称	登録番号
社会基盤メンテナンスエキスパート山口	第 169 号、第 176 号、第 182 号、第 189 号、第 193 号、第 197 号

(3) 土木関係建設コンサルタント業務に係る土木学会認定土木技術者

(略)

誤

別紙2

測量、建設コンサルタント等業務に係る国家資格者等（別紙分）

(1) 土木関係建設コンサルタント業務に係る国土交通省登録技術者資格

資格の名称	登録番号
(略)	
高速道路点検士（土木）	第 216 号、第 220 号、第 226 号
高速道路点検診断士（土木）	第 217 号、第 219 号、第 221 号、第 224 号、第 227 号、第 228 号
(略)	
都市道路構造物点検技術者	第 171 号、第 177 号、第 184 号、第 190 号、第 194 号、第 198 号
(略)	
舗装診断士	第 232 号、第 236 号
(略)	

(2) 土木関係建設コンサルタント業務に係る土木学会認定土木技術者

(略)

正

(4) 地質調査に係る国土交通省登録技術者資格

資格の名称	登録番号
(略)	
港湾海洋調査士（土質・地質調査）	第 107 号、第 137 号、第 154 号
(略)	

(5) 地質調査に係る土木学会認定土木技術者

(略)

誤

(3) 地質調査に係る国土交通省登録技術者資格

資格の名称	登録番号
(略)	
港湾海洋調査士（土質・地質調査）	第 107 号
(略)	

(4) 地質調査に係る土木学会認定土木技術者

(略)